別表第４

表

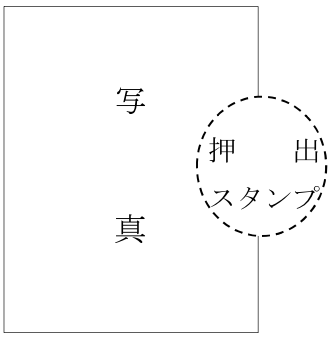
第　　号

文化財保護法第 118 条において準用する同法第 47 条第３項において準用する同法第 39 条第２項の規定による証票

年　　月　　日発行

文化庁長官　印

文化財保護法第 118 条において準用する同法第 47 条第１項又は第２項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年　　月　　日生

裏

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 118 条　管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第１項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第３項の規定を準用する。

第 47 条　重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

２　文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

３　前２項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第１項及び第２項の規定を準用する。

第 39 条　文化庁長官は、前条第１項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

２　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格 B6 とすること。